

芦屋町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

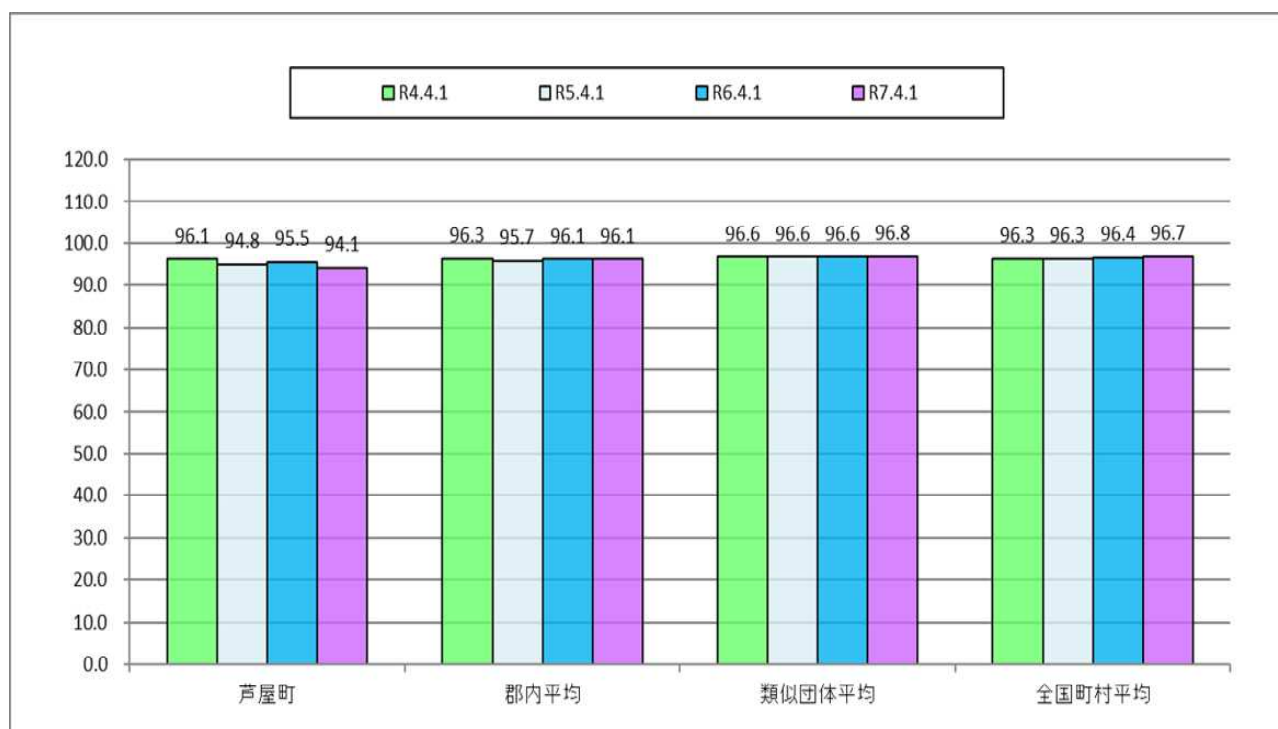
区分	住民基本台帳人口 (各年度1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 5年度の人件費率 (B/A)
6年度	12,728人	9,498,549千円	360,258千円	1,481,234千円	15.6%	13.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
6年度	153人	564,620千円	97,997千円	210,748千円	873,365千円	5,708千円	5,921千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 芦屋町においては、行政職給料表において3級から6級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行った。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し【実施】

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。国の7級以上に該当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。

②地域手当の見直し

（実施時期） 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

③その他見直し内容

扶養手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋町	41.4 歳	307,200 円	371,801 円	337,762 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋町	48.6 歳	291,300 円	323,300 円	304,100 円
福岡県	56.6 歳	324,569 円	376,649 円	352,782 円
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	50.2 歳	292,938 円	319,896 円	306,137 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		芦屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	211,000 円	—	—
	中学卒	192,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

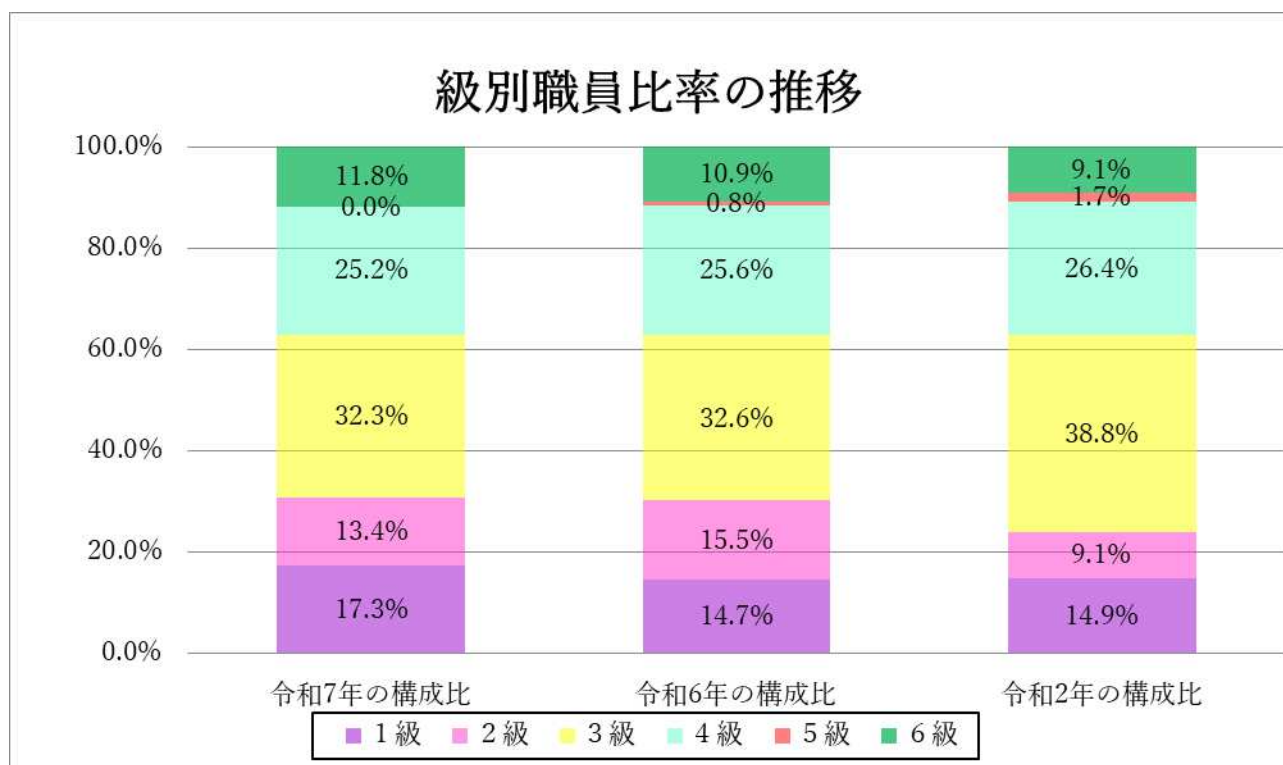
区 分		経験年数区分			
		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満	25年以上～ 30年未満
一般行政職	大学卒	288,100 円	323,700 円	373,800 円	361,800 円
	高校卒	263,400 円	294,800 円	318,000 円	341,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

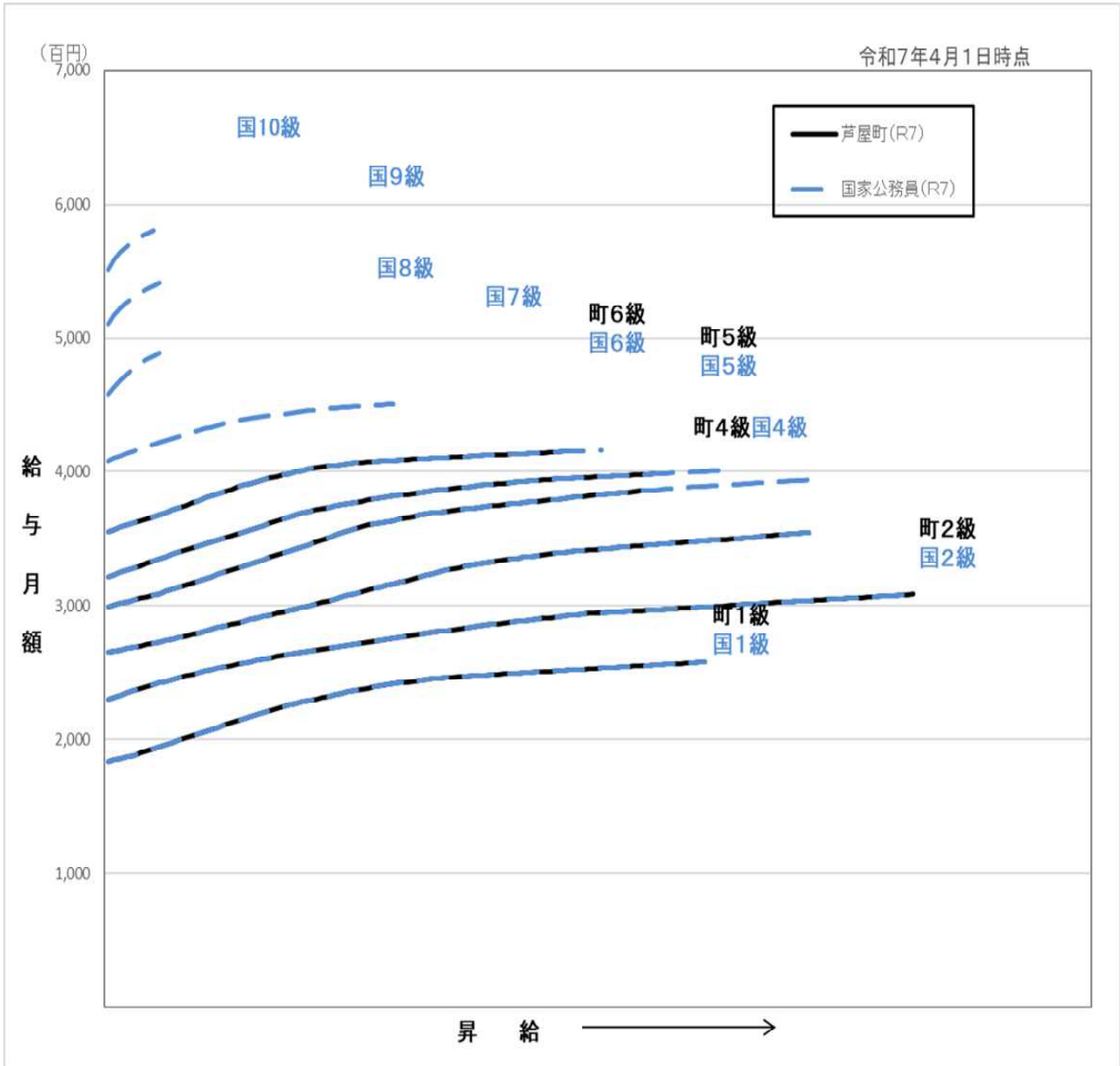
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、室長、会計管理者	15人	11.8%	355,200円	416,700円
5級	課長、室長、会計管理者、参事、課長補佐	0人	0.0%	321,300円	401,200円
4級	係長、主任主査	32人	25.2%	298,800円	393,600円
3級	主査	41人	32.3%	265,300円	354,700円
2級	主任	17人	13.4%	230,000円	308,500円
1級	主事	22人	17.3%	183,500円	258,100円

(注) 1 芦屋町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数を表しています。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芦屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,428 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,731 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】全職員を対象に勤務評定を実施し、その結果を勤勉手当へ反映しています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

芦屋町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たりの平均支給額	—	9,705千円	1人当たりの平均支給額	未公表	未公表
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~24%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額を表します。

なお、支給額については普通会計に係るもので、支給人数が3人未満の場合は公表していません。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)			350 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)			349,770 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
福岡市	10%	0人	8%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)			7,284 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)			234,960 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)			15.3 %
手当の種類 (手当数)			5 種類
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税職員の 特殊勤務手当	1月に12日以上勤務した徴税職員	144 千円	月額3,000円
感染症防疫作業従事 職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染症が 発生し、又は発生するおそれのある場合に感 染症患者等の護送又は消毒に従事したとき	0 千円	1回 500円
ボートレース場職員 の特殊勤務手当	ボートレース場に勤務する職員が開催日の開 催業務に従事したとき	7140 千円	日額1,500円～3,500円
犬猫等死体 処理手当	犬猫死体を処理した職員	0 千円	1件 800円
行旅病死人 処理手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理に直接従事し た職員	0 千円	1件1,500円～2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (6年度決算)	62,492 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	349 千円
支給実績 (5年度決算)	55,479 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	319 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と異 なる 内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○子(～22歳) 11,500円 (16歳～22歳の子1人につき5,000円加算) ○配偶者 3,000円 ○その他の扶養親族 1人につき6,500円	同	—	19,068千円	232,537円
住居手当	○住居を借り受け、月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対しては、その家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同	—	15,797千円	258,962円
通勤手当	通勤(2km以上の場合に限る)のため ○交通機関を利用している職員 運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合 使用距離に応じて、月額2,000円～24,400円を支給	異	通勤のために交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。(新幹線鉄道等に関する特例の規定なし) 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	8,978千円	61,072円
管理職 手当	○次長 72,700円 ○課長 72,700円、62,300円、59,500円 ○課長補佐 49,600円	同	—	15,011千円	790,042円
管理職 職員 特別勤務 手当	管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 1時間～2時間まで 4,000円 2時間を超え4時間未満 6,000円 4時間以上6時間以下 8,500円 6時間を超える場合 12,750円 平日深夜(22時～5時) 災害対処等の勤務 4,300円	同	—	1,634千円	81,698円
単身赴任 手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 交通距離に応じて月額30,000円～100,000円	異	採用時において支給可能としない	実績無し	実績無し

5 特別職等の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	町 長	744,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	621,000 円	855,000 円 /	382,500 円	
	教 育 長	581,000 円	680,000 円 /	430,400 円	
	事業管理者	562,000 円			
報酬	議 長	345,000 円	408,000 円 /	230,000 円	
	副 議 長	318,000 円	342,000 円 /	180,000 円	
	議 員	298,000 円	323,000 円 /	157,000 円	
期末手当	(6年度支給割合)		(役職加算)		
	町 長 副 町 長 教 育 長 事業管理者	3.05	月分	20 %	
	議 長 副 議 長 議 員	2.9	月分	20 %	
退職手当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	給料月額×在職年数×450/100	13,392,000 円	任期满后	
	副 町 長	給料月額×在職年数×300/100	7,452,000 円	任期满后	
	教 育 長	給料月額×在職年数×240/100	4,183,200 円	任期满后	
	事業管理者	給料月額×在職年数×240/100	5,395,200 円	任期满后	
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、令和7年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期務めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

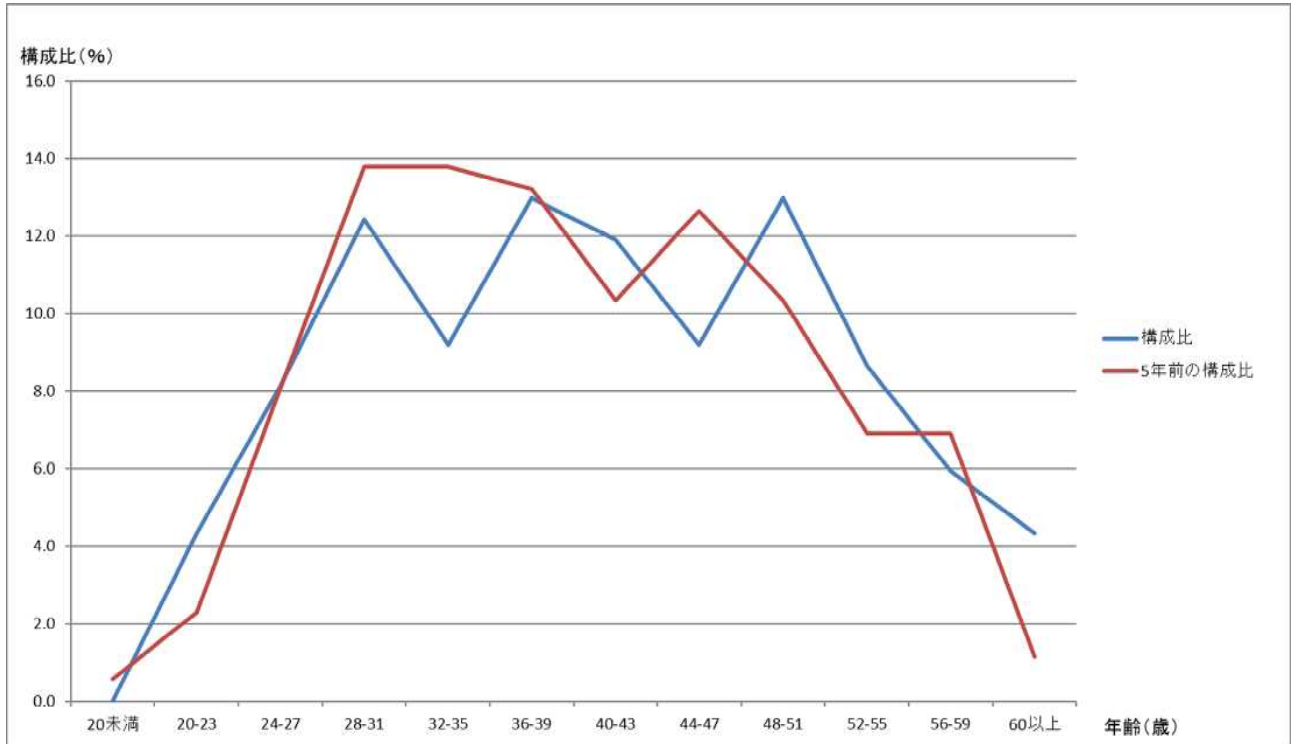
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総務・企画	57	57	0	
		税 務	11	11	0	
		民 生	28	27	△1	異動に伴う職員の減
		衛 生	11	11	0	
農林水産		5	6	1	新規採用による増	
商 工		5	5	0		
土 木	16	17	1	新規採用による増		
	小 計	136	137	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.64人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 90.31人)	
	教育部門	17	18	1	新規採用による増	
	小 計	153	155	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.78人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 109.63人)	
会計部門 公営企業	下 水 道	4	4	0		
	ボートレース	22	22	0		
	そ の 他	6	4	△2	介護保険広域連合派遣期間終了に伴う減	
	小 計	32	30	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 23.57人	
合 計		185 [192]	185 [192]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.35人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	15人	23人	17人	24人	22人	17人	24人	16人	11人	8人	185人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	116	126	128	136	137	17 (14.2%)
教育	23	23	17	19	17	18	△5 (△21.7%)
普通会計	143	139	143	147	153	155	12 (8.4%)
下水道	4	4	4	4	4	4	0 —
ボートレース	22	22	22	22	22	22	0 —
その他	5	4	5	4	6	4	△1 (△20.0%)
公営企業等会計	31	30	31	30	32	30	△1 (△3.2%)
総合計	174	169	174	177	185	185	11 (6.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 職員の福祉の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

芦屋町が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

①短期給付事業（医療関係等）

組合員とその家族の病氣・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。

②長期給付事業（年金関係）

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。

③福祉事業（健康保持増進事業等）

健康対策として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

(2) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する計画を作成し、実施することが義務付けられています。芦屋町では、芦屋町職員厚生会が町から助成を受けて、町に代わって職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について各種厚生事業を実施しています。

○主な事業内容

スポーツレクリエーション、バスハイク、クラブ活動助成、慶弔給付、清掃活動ボランティア活動など

○芦屋町職員厚生会に対する公費負担状況

年 度	会員数	掛金：町負担割合	会員掛金総額	町負担金額
令和7年度予算	176	2.5：2.3	1,595千円	1,528千円
令和6年度予算	180	2.5：2.3	1,566千円	1,524千円

(3) 職員の公務災害補償

職員が公務中や通勤途中の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などを行います。

◎職員公務災害の状況（6年度実績）

公務災害	通勤災害
1件	0件